

オープンカウンタ方式による見積合わせについて

オープンカウンタ方式による見積合わせを次のとおり実施する。

令和7年12月26日

支出負担行為担当官

福島労働局総務部長 植村 浩明

1 調達内容

(1) 調達件名

令和8年度業務自動体外式除細動器（AED）購入・交換契約（単価契約）

(2) 調達案件の仕様、履行期間及び納入場所

仕様書による。

2 見積合わせの参加に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。（※1）

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。（※1）

(3) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この見積合わせの見積書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア 厚生年金保険

イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ 船員保険

エ 国民年金

オ 労働者災害補償保険

カ 雇用保険

(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※2）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

(8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

(9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに

対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3、平成31年1月25日付け基発0125第1号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の3に基づく企業名の公表をされていないこと。

- (10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。(※1)

※1 一般競争の取り扱いに準ずることとする。

※2 労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

3 見積合わせの参加に必要な書類

- ①見積書
- ②誓約書
- ③保険料納付にかかる申立書
- ④自己申告書

4 見積書等関係書類の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

令和8年1月30日（金） 16時まで

※参加を希望する際には、(2) 提出場所に記載の担当へ一報入れること。

なお、提出方法は、持参及び郵送、電子メールのいずれかとする。

(郵送の場合は、提出期限必着とする。)

(2) 提出場所

〒960-8513 福島県福島市花園町5番46号 福島第二地方合同庁舎4階

担当：福島労働局総務部総務課会計第一係 馬場 (TEL024-536-0077)

5 見積合わせの結果通知

令和8年2月6日（金） 17時までに見積書採用者となるべき者に通知する。(電話による通知の場合があるため、見積書には結果通知の連絡先となる電話番号を記載すること。)

6 見積金額について

見積書(様式1)を使用すること。見積書を作成するにあたり計算誤り等がないようにすること。

なお、見積書の採用決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって採用価格とするので、見積合わせ参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

7 見積書採用者の決定および結果について

仕様書に示した調達物件を履行できると認めた者であって、有効な見積書を提出し、かつ、発注者の支出見込み額の範囲内で最低の価格を提示した者を採用者として決定する。

採用となるべき同価の見積りをした者が2人以上あるときは、本件調達事務に関係のない職員にくじを引かせ、見積書採用者を決定する。

8 契約書類の作成等について

(1) 契約書又は請書の作成を要する場合がある。また、契約を締結するにあたり支出負担行為担当官が指定する書類の提出を求めることがある。

(2) 契約に係る文書に使用する言語及び金額は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

(3) 契約金額に円未満の端数が生じた場合は、端数金額を切り捨てるものとする。

(4) 見積合わせの結果により契約の相手方となった者は、契約書類の契約条項を遵守しなければならない。

9 入札保証金及び契約保証金

免除する。

10 仕様書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

令和8年1月13日(月)から令和8年1月29日(木)までの間の開庁日の9時から17時までとする。

(2) 交付方法

参加希望の連絡をいただき、担当から電子メールにて交付する。

(※手渡しでの交付を希望する際には、電話にて担当とその旨を相談すること)

担当：福島労働局総務部総務課会計第一係 馬場 (TEL024-536-0077)

11 その他必要な事項

(1) 契約締結日までに国の予算(暫定予算を含む。)が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は双方で別途協議する。

(2) 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

(3) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。